

東京都 BBS 連盟規約

昭和 34 年 11 月 15 日制定
昭和 39 年 11 月 15 日改正
昭和 43 年 4 月 14 日改正
昭和 56 年 4 月 19 日改正
平成元年 7 月 9 日改正
平成 16 年 6 月 21 日改正
平成 18 年 10 月 16 日改正
平成 19 年 6 月 18 日改正
平成 30 年 9 月 1 日最終改正

第 1 章 総則

第 1 条（名称） 本連盟は、東京都 BBS 連盟という。

第 2 条（事務所） 本連盟は、事務所を東京保護観察所内に置く。

第 3 条（組織） 本連盟は、東京都内に拠点を置く地区 BBS 会（学域 BBS 会等を含む。以下「地区会」という。）をもって組織する。

第 4 条（目的） 本連盟は、日本 BBS 連盟の定める BBS 運動基本原則に則り、地区会相互の連絡並びに地区会の運営及び実践活動の強化を図ることを目的とする。

第 5 条（事業） 本連盟は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 地区会相互の連絡及び地区会に対する指導援助並びに新しい地区会の結成及び加盟の促進
- (2) 東京都 BBS 大会並びに研修会及び講演会等の開催
- (3) 削除
- (4) BBS 運動の広報
- (5) 青少年問題に関する調査研究及び世論の啓発
- (6) 関係機関及び団体との連絡協議
- (7) その他本連盟の目的達成に必要な事業

第 2 章 役員

第 6 条（種類及び定数） 本連盟に次の役員を置く。

- (1) 会長 1 名
- (1) の 2 副会長 2 名以内
- (2) 常任理事 若干名
- (3) 理事 1 地区会につき 1 名

- (4) 会計 若干名
- (5) 監事 2名

第7条（選出等） 会長、副会長及び常任理事は地区会の会員の中から理事会において選出し、代議員会の承認を得る。

- 2 理事は地区会の会長（以下「地区会長」という。）をもって充てる。
- 3 監事は代議員会において選出する。ただし、他の役員又は本連盟の職員を兼ねてはならない。

第8条（職務） 会長は本連盟を代表し、その業務を掌理する。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、会長が予め指名した順序に従ってその職務を代行する。
- 3 常任理事は本連盟の業務を執行する。
- 4 理事は理事会を構成し本連盟の業務の執行に関する事項を審議する。
- 5 監事は本連盟の会計を監査する。

第9条（任期等） 理事を除く役員の任期は2年とし理事の任期は1年とする。ただし、再選を妨げない。

- 2 役員はその任期が満了しても後任者が選出されるまではその職務を行うものとする。

第10条（同前） 欠員が生じた役員の補欠として、又は増員により選出された役員の任期は、前任者又は他の役員の残任期間とする。

第11条（特別委員） 地区会の会員のうち、日本BBS連盟又は関東地方BBS連盟の役員に選出された者（本連盟の役員を除く。）は特別委員とする。

- 2 会長は本連盟の運営について特別委員に対して協力を求めることができる。
- 3 会長は第1項に定める者のほか理事会の同意を得て適当な者を特別委員に委嘱することができる。

第12条（顧問及び相談役） 本連盟に顧問及び相談役を置くことができる。

- 2 顧問及び相談役は理事会の同意を得て会長が委嘱する。
- 3 顧問は本連盟の諮問に応じて意見を述べ、相談役は本連盟の重要事項の企画に参加することができる。

第3章 運営

第13条（会議） 本連盟に次の会議を置く。

- (1) 代議員会
- (2) 理事会
- (3) 常任理事会

第14条（代議員会） 代議員会は本連盟の最高議決機関であり、役員及び地区会ごとにその所属する会員の中から選出された代議員をもって構成する。

- 2 代議員の数は、所属する会員数が10名以内の地区会にあつては2名とし、以降会員

数が10名増すごとに1名を加える。

- 3 本連盟の監事及び理事を除く役員は代議員となることができない。
- 4 やむを得ない理由のため代議員会に出席できない代議員は、代理人に表決権の行使を委任し、又はあらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 5 前項の規定により表決権を行使した代議員は、代議員会に出席したものとみなす。

第15条（理事会） 理事会は代議員会に次ぐ議決機関であり、監事を除く役員をもって構成する。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、代理人に表決権の行使を委任し、又はあらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決権を行使した理事は、理事会に出席したものとみなす。

第16条（常任理事会） 常任理事会は本連盟の執行機関であり、監事及び理事を除く役員をもって構成する。

第17条（会議の招集及び成立） 代議員会は理事会に諮って会長が毎年1回これを招集する。ただし、理事会が必要と認めたとき、又は地区会の3分の1以上から議題を示して要求があったときは、会長は代議員会を招集しなければならない。

- 2 理事会は必要に応じて会長が招集する。ただし、理事の過半数の要求があったときは、会長は理事会を招集しなければならない。
- 3 代議員会及び理事会は議決権を有する者の過半数が出席しなければ成立しない。ただし、代理人の出席は有効とする。
- 4 議決権を有する者は代議員会にあっては代議員、理事会にあっては理事とする。

第18条（権能等） 代議員会は理事会が付議する次の事項を議決する。ただし、代議員は10名以上の連名で議題を提出することができる。

- (1) 運動方針
- (2) 事業計画及び事業報告
- (3) 予算及び決算
- (4) 理事及び監事を除く役員の承認
- (5) 監事の選出
- (6) 規約の改正並びに規則の制定及び改廃
- (7) その他この規約に定める事項及び本連盟運営に関する重要事項

2 理事会は次の事項を議決する。

- (1) 代議員会に付議する事項
- (2) 理事及び監事を除く役員の選出
- (3) 代議員会の議決した事項の執行に関する事項
- (4) その他この規約に定める事項及び代議員会の議決を要しない事項
- (5) 新たに設立される地区会の加盟に関する事項

- 3 緊急を要するときは、代議員会の議決を要する事項について、理事会において議決することができる。ただし、この場合は次の代議員会に報告しその承認を得なければならない。

第 19 条（議長及び議決の方法） 会議の議長は議決権を有する出席者の中から、その都度選出する。

- 2 会議の議決は、この規約に特に規定するものを除き、議決権を有する出席者の過半数をもって行い、可否同数のときは議長の決するところによる。

第 20 条（事務局） 本連盟の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局に事務局長及び事務局員を置く。
- 3 事務局長は理事会の同意を得て会長が選任し、事務局員は会長の同意を得て事務局長が委嘱する。
- 4 事務局長は事務局の運営を統轄する。
- 5 事務局の運営について必要な事項は理事会において別に定める。

第 21 条 削除

第 22 条 削除

第 4 章 地区会

第 23 条（目的） 地区会は日本 BBS 連盟の定める BBS 運動基本原則に則った実践活動を行い、もって BBS 運動の発展を図ることを目的としなければならない。

第 24 条（任務） 地区会は次の事項をその任務とする。

- (1) 前条の目的を達成するために必要な活動を行うこと
- (2) 活動の状況を本連盟に報告すること
- (3) 代議員会の議決した事項を遵守すること
- (4) 本連盟の運営に協力すること

第 25 条（分担金） 各地区会は分担金として年額 1 万円を本連盟に納入するものとする。

第 25 条の 2（休会） 地区会は、次のいずれかに該当するときは休会とし、本連盟に対する全ての権利を失い、また義務を免れる。

- (1) 地区会長が本連盟の会長に休会を申し出たとき
- (2) 前号の場合のほか、活動休止状態にあるとして理事会が議決したとき

2 休会を終了して活動を再開するときは、地区会長は速やかに本連盟の会長に申し出なければならない。

3 前 2 項の申し出が地区会長からあったときは、本連盟の会長は次の理事会に報告してその承認を得るものとする。

第 26 条（地区会の会員の資格等） 地区会の会員の資格、任務、入退会等については、別に定める規則によるものとする。

第5章 賛助会員

第27条（賛助会員） 本連盟にBBS運動発展のために賛助会員を置くことができる。

第28条（同前） 前条に定めるほか、賛助会員について必要な事項は、別に定める規則によるものとする。

第6章 会計

第29条（会計） 本連盟の経費は次の収入をもって充てる。

- (1) 分担金
- (2) 賛助会費
- (3) 助成金
- (4) 寄付金
- (5) その他の収入

第30条（監査） 本連盟の会計は監事による毎年1回以上の監査を受けて、その結果を代議員会に報告しなければならない。

2 監事は前項のほか随時監査することができる。

第31条（会計年度） 本連盟の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第7章 雑則

第32条（規則及び細則の制定） この規約に定めるもののほか、本連盟の運営に関して必要があるときは、代議員会は規則を定めることができる。

2 前項のほか、代議員会が議決した事項、その他業務の執行に関して必要があるときは、理事会は細則を定めることができる。

第33条（規約の改正） この規約は代議員会において出席した代議員の3分の2以上の賛成がなければ改正することができない。

付則

この規約は昭和34年11月15日から施行する。

付則

この規約は昭和39年11月15日から施行する。

付則

この規約は昭和56年4月19日から施行する。

付則

この規約は平成元年7月9日から施行する。

付則

この規約は平成16年6月21日から施行する。

付則

この規約は平成 18 年 10 月 16 日から施行する。

付則

この規約は平成 19 年 6 月 19 日から施行する。

付則

この規約は平成 30 年 9 月 1 日から施行する。